

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生企第244号

平成31年3月19日

振り込め詐欺等対策の広報啓発に資する動画、ポスター及び特設ページの効果的な活用について（通達）

オレオレ詐欺をはじめとする振り込め詐欺等対策については、「総合的な振り込め詐欺等対策の推進について」（平成30年10月2日付け熊捜二第2376号）により諸対策を推進しているところであるが、この度、警察庁では、振り込め詐欺等対策の広報啓発に資するため、芸能人による「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）と連携し、オレオレ詐欺被害防止広報啓発用動画（以下単に「動画」という。）、振り込め詐欺等対策用ポスター（以下単に「ポスター」という。）及び警察庁ウェブサイト特殊詐欺対策特設ページ（以下「動画等」という。）を制作した。

これらの動画等の概要、活用方法等については下記のとおりであることから、各警察署等にあっては、これらの動画等を有効に活用し、自治体、関係機関・団体、各種事業者等に幅広く働き掛けるなどして、振り込め詐欺等の被害防止に向けた効果的な広報啓発をより一層進められたい。

## 記

### 1 動画等の概要

#### (1) 動画

##### ア 表題

～家族の絆で STOP！オレオレ詐欺～

##### イ 内容

#### (ア) 第1編 「『親孝コール』で詐欺ブロック！」編

オレオレ詐欺の被害から大切な家族（高齢者）を守るためには、日頃から家族間でコミュニケーションを取り合い、互いに近況を知っておくことが大切であることを伝えるもの。

#### (イ) 第2編 「『電話に工夫』で詐欺ブロック！」編

電話でだまされる被害者が多数存在することを背景に、架かってきた電話に対して通話を録音している旨を通知することができる自動通話録音機等の設置及び留守番電話の設定が被害防止対策として有効であることを紹介するもの。

#### (ウ) 第3編 「『電話を切る』で詐欺ブロック！」編

電話で金銭の話がされた場合には、自分一人で判断せず、一旦電話を切った上で、家族に相談することの重要性を呼び掛けるもの。

(エ) 第4編 「『強い家族』で詐欺ブロック！」編

振り込め詐欺等の中でも特に被害の多いオレオレ詐欺について、その手口等を分かりやすく説明するとともに、日頃から連絡を取り合い、何でも話し合える家族になることが被害防止対策になることを伝えるもの。

ウ 種類

120秒版、15秒版及びトレインチャンネル版（15秒、音声なし）の3種類。

(2) ポスター（下記ア及びイの2種類）

ア 情報提供依頼用ポスター

遠く離れて暮らすなどの理由により、日頃疎遠な家族同士が、電話で会話するなどして密に連絡を取り合うことを呼び掛けるとともに、不審な電話があった場合、警察への通報・相談を呼びかけるもの。

イ 助長犯罪対策用ポスター

預貯金口座の販売又は譲渡は犯罪であること、警察官や銀行員が通帳やキャッシュカードを受け取ったり交換することはないことを周知するとともに、このような要求を受けた場合における警察への情報提供を求めるもの。

(3) 警察庁ウェブサイト特殊詐欺対策特設ページ

ア URL

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bohankyoshitsu/index.html>

イ 内容

(ア) 1限目 詐欺を知る

振り込め詐欺等の手口（犯人の音声やハガキ）、被害者の音声等を紹介するもの。

(イ) 2限目 動画で学ぶ

動画を掲載するもの。

(ウ) 3限目 マンガで学ぶ

振り込め詐欺等の被害を防止する手段等について漫画で紹介するもの。

(エ) 4限目 防犯力チェック

10個の設問への回答を基に、回答者のだまされやすさに係る傾向を診断するもの。（出典「マンガで分かる！高齢者詐欺 対策マニュアル」西田公昭）

2 動画等の活用について

動画等については、それぞれ下記のとおり効果的な活用を図ること。

(1) 動画の活用方法等

ア 活用方法

(ア) あらゆる媒体での表示

警察署等に設置されたテレビモニター、スクリーン等警察が保有する媒体で表示すること。

また、

- ・ 街頭
- ・ 官公庁、空港、駅、医療施設等の公共施設
- ・ 金融機関等の店舗
- ・ 電車、タクシー等の公共交通機関
- ・ 複合商業施設等の商業施設
- ・ サービスエリア及びパーキングエリア
- ・ 野球やサッカーの競技場等の人が集まる各種施設

等に設置されたテレビモニター、スクリーン等の媒体での表示又はテレビ等の媒体での放送をしてもらえるよう、必要な依頼・調整等を行うこと。

この場合において、動画が表示又は放送されることとなった場合は、各警察署において、その媒体、場所、期間又は時間等を把握すること。

(イ) 広報啓発イベント等における活用

各警察署等が開催する振り込め詐欺等被害防止広報啓発イベントをはじめ、警察が関係する交通安全広報啓発イベント、自治体が開催する各種イベント等、多くの人への振り込め詐欺等被害防止に係る広報啓発が見込まれるイベント等において上映するなどして活用すること。

イ 活用に当たっての留意事項

(ア) 表示、放送等する動画については、可能な限り2分版のものを利用すること。ただし、依頼先の事情に応じて、15秒版又はトレインチャンネル版を利用することを妨げない。

(イ) 上記ア(ア)については、動画が可能な限り多くの場所で表示されるよう関係団体等に対して積極的に働き掛けを行うこと。

(2) ポスターの活用方法等

ア 活用方法

交番、駐在所、警察署等の警察施設内外の一般来庁者の目に付く場所に掲示するほか、金融機関、教育機関、公共交通機関、コンビニエンスストア、携帯電話会社等の店舗、官公庁、町内会、自治会等、各警察署等の実情に応じて、訴求効果が最大限発揮できると考えられ、継続的な掲示が可

能な場所に掲示してもらおうよう依頼すること。

イ 活用に当たっての留意事項

(ア) ポスターは、可能な限り、情報提供依頼用及び助長犯罪対策用の2種類1組で掲示することとする。

(イ) ポスターの掲示期間は、原則として平成32年3月末までとするが、これを経過した後であっても、掲示依頼先の協力があられる場合には、掲示を継続して差し支えない。

(3) 警察庁ウェブサイト特殊詐欺対策特設ページの活用方法

ア 関係機関・団体等に対して当該機関・団体のウェブサイトへの当該リンクの掲載を依頼するほか、SNS等を通じて本ページについて広報・周知を行うこと。

イ 広報啓発イベント等における活用

各警察署等が開催する振り込め詐欺等被害防止広報啓発イベント等において、本ページを紹介し、また、その内容を積極的に活用すること。

3 その他の留意事項

(1) 振り込め詐欺等の被害防止を図るための広報啓発活動については、警察組織の総合力を発揮し、あらゆる機会を活用して効果的な広報啓発に努めること。

(2) 動画の複製にあつては、動画を活用した広報啓発活動に必要な範囲に留めること。

(3) 動画及びポスターの掲示、掲載等を依頼するに当たっては、許可なく第三者に譲渡等しないよう求めること。

(4) 警察施設以外の場所で動画を表示してもらうため、動画を記録した電磁的記録媒体等を貸し出した場合は、利用のために必要な期間を経過した後、速やかに当該電磁的記録媒体を回収すること。

(5) 各警察署等においては、動画等の活用について、本通達に示した方法はもとより、創意工夫を凝らし、振り込め詐欺等被害防止に係る広報啓発活動に活用すること。

(6) 動画については、各警察署へ当該動画を記録した電磁的記録媒体を配布する。

当該電磁的記録媒体については、「熊本県警察情報システム及び管理対象情報の取扱いに係る細目（通達）」（平成29年10月19日付け熊情管第786号）第4の1(1)キ(ア)に該当することから、外部記録媒体としての管理規定の適用を受けないため、「外部記録媒体等管理簿」への登載等を行う必要はないものの、紛失等防止には十分留意されたい。

#### 4 動画活用結果の報告

動画を活用した広報啓発を実施した際は、その都度、活用期間、場所等を別記様式「オレオレ詐欺被害防止広報啓発用動画活用結果報告書」により生活安全企画課振り込め詐欺対策係宛てメールで報告されたい。

※ 別記様式（略）